

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 国際リニアコライダー（ILC）の実現について</p> <p>ILCの誘致に関しては、日本政府が「ILC計画に関心を持って国際的な意見交換を継続する」との見解を示し、また、高エネルギー加速器研究機構（KEK）において国際ワーキンググループを設置し具体的な議論を行うなど、北上高地への誘致実現に向け、着実に進展しているものと捉えております。</p> <p>については、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、日本誘致の意思を早期に決定し関係国に表明するよう国に対し働きかけるとともに、東北ILC準備室によるマスタープラン等に基づく具体的な取組を進めるため、県が主導的な役割を發揮し関係自治体が担う役割を明確かつ早期に示すよう要望します。</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や震災復興、地方創生にも大きく寄与するものと考えています。</p> <p>そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところです。</p> <p>去る3月7日に、日本政府が初めてILC計画に対する前向きな関心を示す意思表示を行ったことを受け、6月12日には、北海道東北六県議会議長会や東北市長会など東北の関係団体が一丸となり、国に対し、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を明示するとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、更に国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けるよう要望したところです。</p> <p>また、東北ILC準備室が策定した東北マスタープランに基づき、KEKなど関係機関等と連携し、関係機関がそれぞれ担う役割を共有しながら取組を進めていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 近隣市町との連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>1 新笹ノ田トンネルの早期事業化</p> <p>効果的にまちづくりを進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることが必要であります。</p> <p>当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、宮城県登米市、そして平泉町と連携し、地域の課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要であります。</p> <p>本年4月には、国道4号、国道284号、国道342号、国道343号をはじめとする市内の幹線道路が、国土交通省の指定する重要物流道路に指定されたところであり、安定した輸送を確保するためにも、機能の点検・整備についての検討が必要であります。</p> <p>特に国道343号の笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また平成27年度には土砂災害による長期間の車両通行止めが発生するなど交通に支障をきたしており、平成26年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿岸地域住民から合わせて9万人を超える署名が集まり、新しいトンネルの早期実現を強く要望しているところであります。</p> <p>については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>1 新笹ノ田トンネルの早期事業化</p>	<p>一般国道343号は、内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。</p> <p>新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えております。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 近隣市町との連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>2 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>(1) 国道4号高梨交差点以南の4車線拡幅整備</p> <p>効果的にまちづくりを進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進める必要があります。</p> <p>当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、宮城県登米市、そして平泉町と連携し、地域の課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要です。</p> <p>本年4月には、国道4号、国道284号、国道342号、国道343号をはじめとする市内の幹線道路が、国土交通省の指定する重要物流道路に指定されたところであり、安定した輸送を確保するためにも、機能の点検・整備についての検討が必要であります。</p> <p>特に国道343号の笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また平成27年度には土砂災害による長期間の車両通行止めが発生するなど交通に支障をきたしており、平成26年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿岸地域住民から合わせて9万人を超える署名が集まり、新しいトンネルの早期実現を強く要望しているところであります。</p> <p>については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>2 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>(1) 国道4号高梨交差点以南の4車線拡幅整備</p>	<p>一般国道4号の高梨交差点以南の4車線拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて引き続き国へ要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 近隣市町との連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>2 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>(2) 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備</p> <p>効果的にまちづくりを進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進める必要があります。</p> <p>当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、宮城県登米市、そして平泉町と連携し、地域の課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要です。</p> <p>本年4月には、国道4号、国道284号、国道342号、国道343号をはじめとする市内の幹線道路が、国土交通省の指定する重要物流道路に指定されたところであり、安定した輸送を確保するためにも、機能の点検・整備についての検討が必要であります。</p> <p>特に国道343号の笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また平成27年度には土砂災害による長期間の車両通行止めが発生するなど交通に支障をきたしており、平成26年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿岸地域住民から合わせて9万人を超える署名が集まり、新しいトンネルの早期実現を強く要望しているところであります。</p> <p>については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>2 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>(2) 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備</p>	<p>一般国道342号花泉バイパス以南の整備については、平成24年度に白崖地区の事業に着手し、用地取得を進め、平成29年度から改良工事に着手しました。</p> <p>令和元年度も、引き続き用地取得及び改良工事を推進してまいります。</p> <p>今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>また、白崖地区を除く区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1、 C : 1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 近隣市町との連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>2 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>(3) 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現</p> <p>効果的にまちづくりを進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進める必要があります。</p> <p>当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、宮城県登米市、そして平泉町と連携し、地域の課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要です。</p> <p>本年4月には、国道4号、国道284号、国道342号、国道343号をはじめとする市内の幹線道路が、国土交通省の指定する重要物流道路に指定されたところであり、安定した輸送を確保するためにも、機能の点検・整備についての検討が必要です。</p> <p>特に国道343号の笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また平成27年度には土砂災害による長期間の車両通行止めが発生するなど交通に支障をきたしており、平成26年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿岸地域住民から合わせて9万人を超える署名が集まり、新しいトンネルの早期実現を強く要望しているところであります。</p> <p>については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>2 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>(3) 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現</p>	<p>一般国道456号の宮城県境付近七曲峠の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 近隣市町との連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>2 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>(4) 主要地方道本吉室根線津谷川(つやがわ)本宿(もとしゅく)地区の改良整備</p> <p>効果的にまちづくりを進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることが必要であります。</p> <p>当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、宮城県登米市、そして平泉町と連携し、地域の課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要であります。</p> <p>本年4月には、国道4号、国道284号、国道342号、国道343号をはじめとする市内の幹線道路が、国土交通省の指定する重要物流道路に指定されたところであり、安定した輸送を確保するためにも、機能の点検・整備についての検討が必要であります。</p> <p>特に国道343号の笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また平成27年度には土砂災害による長期間の車両通行止めが発生するなど交通に支障をきたしており、平成26年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿岸地域住民から合わせて9万人を超える署名が集まり、新しいトンネルの早期実現を強く要望しているところであります。</p> <p>については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>2 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>(4) 主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の改良整備</p>	<p>主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (1) 若者の地元定着と人材確保への支援について 1 「ジョブカフェ一関」を共同運営する県の財政負担割合の拡充と就業支援員による市内高等学校に対する地元就職への支援強化</p> <p>当市の新規高卒者の就職状況は、一関公共職業安定所管内の企業への就職率が5割を下回っております。 若者の地元定着と人材の確保にあつては、若年期から地域の産業や企業を知り、理解を深める機会の提供が重要であり、若者の就業支援の拠点である「ジョブカフェ一関」と連携した取組を進める必要があります。 市内では、外国人労働者受入を人材確保の好機として捉えている企業もあることから、今後、外国人労働者の雇用が進み、外国人と共生する地域づくりを推進するため、多言語による生活環境の整備が重要であると考えております。 また、農業分野での人材確保も急務であり、親等の経営を継承する農業後継者への支援の充実が必要と考えております。 ついては、若者の地元定着と人材確保のため、次の事項について要望します。</p> <p>1 「ジョブカフェ一関」を共同運営する県の財政負担割合の拡充と就業支援員による市内高等学校に対する地元就職への支援強化</p>	<p>ジョブカフェ一関は、平成17年度に県が設置し、平成19年度以降は一関市と共同で運営し、一関地域の若年者の就業支援の拠点として、学校、企業及び関係機関と連携しながら、就業相談、就職関連セミナーの開催、キャリア教育支援を行ってきたところです。</p> <p>限られた財源の中で、財政負担割合の拡充については困難な状況にありますが、本年度の注力する取組として、高校生に対する就業支援を掲げ、一関管内の就業支援員4名により、支援内容の充実強化を図っているところです。</p> <p>また、一関工業高校と千厩高校での生徒・保護者向け企業ガイダンスの開催、大東・花泉・一関修紅高校の生徒を対象とした企業見学会の実施、一関二高での「高校生と若手社員等の交流会（イワテーブル）」の開催など、高校生の地元定着に向けた様々な取組を進めることとしています。</p> <p>さらに、本年度は、貴市が実施する、高校生に向けて地元企業を紹介するパネル展示事業や出前授業について、県として積極的に支援することとしており、貴市との連携を一層強化してまいります。</p> <p>加えて、北上川流域ものづくりネットワークと連携し、教員を対象とした企業見学会や「いわて県南広域企業ガイド」による地域企業の情報発信を引き続き行っています。</p> <p>今後も、こうした取組を通じて、市内高等学校に対する地元就職への支援強化を図ってまいります。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 まち・ひと・しごと創生に向けた支援について (1) 若者の地元定着と人材確保への支援について 2 外国人労働者の受入にかかる行政情報、生活情報の多言語化についての支援体制の強化</p> <p>当市の新規高卒者の就職状況は、一関公共職業安定所管内の企業への就職率が5割を下回っております。</p> <p>若者の地元定着と人材の確保にあっては、若年期から地域の産業や企業を知り、理解を深める機会の提供が重要であり、若者の就業支援の拠点である「ジョブカフェ一関」と連携した取組を進める必要があります。</p> <p>市内では、外国人労働者受入を人材確保の好機として捉えている企業もあることから、今後、外国人労働者の雇用が進み、外国人と共生する地域づくりを推進するため、多言語による生活環境の整備が重要であると考えております。</p> <p>また、農業分野での人材確保も急務であり、親等の経営を継承する農業後継者への支援の充実が必要と考えております。</p> <p>については、若者の地元定着と人材確保のため、次の事項について要望します。</p> <p>2 外国人労働者の受入にかかる行政情報、生活情報の多言語化についての支援体制の強化</p>	<p>外国人労働者の生活環境の支援については、本年4月の出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設を踏まえ、7月2日、ワンストップ型の相談窓口として、アイーナの国際交流センター内に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置しました。同センターにおいては、多言語による相談体制を強化するとともに、広く相談対応していくため、定期的な県内各地域での巡回相談、事業所等の訪問を実施することとしております。</p> <p>また、市町村や国際交流協会等の関係機関と連携して、引き続き、日本語学習の支援や多言語による生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の構築に取り組んでいきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (1) 若者の地元定着と人材確保への支援について 3 国の支援制度に該当しない親元就農者に対する支援策の創設</p> <p>当市の新規高卒者の就職状況は、一関公共職業安定所管内の企業への就職率が5割を下回っております。</p> <p>若者の地元定着と人材の確保にあっては、若年期から地域の産業や企業を知り、理解を深める機会の提供が重要であり、若者の就業支援の拠点である「ジョブカフェ一関」と連携した取組を進める必要があります。</p> <p>市内では、外国人労働者受入を人材確保の好機として捉えている企業もあることから、今後、外国人労働者の雇用が進み、外国人と共生する地域づくりを推進するため、多言語による生活環境の整備が重要であると考えております。</p> <p>また、農業分野での人材確保も急務であり、親等の経営を継承する農業後継者への支援の充実が必要と考えております。</p> <p>ついては、若者の地元定着と人材確保のため、次の事項について要望します。</p> <p>3 国の支援制度に該当しない親元就農者に対する支援策の創設</p>	<p>本県農業を持続的に発展させていくためには、若い就農者を確保することが必要であり、親元就農者は、地域のリーダーとなる重要な担い手として期待しているところです。</p> <p>このことから、県では「農業次世代人材投資事業（国庫）」、「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業（県単）」、「担い手育成基金事業（県農業公社）」などを活用するとともに、農業改良普及センターによる生産技術・経営力の向上に向けた指導などを行なってきたところです。</p> <p>また、県では農業次世代人材投資事業の親元就農の場合の対象要件の緩和を国に対して要望した結果、①同一作物の規模拡大であっても販路開拓や、新技術導入などの取組を行うことで対象となる、②農地の所有権移転が必須でなくなる等、活用しやすいよう交付要件の一部が緩和されております。加えて、親元就農者の当事業活用に当たっては、農業改良普及センターが関係機関・団体と連携して引き続き計画作成支援等を行ってまいります。</p> <p>今後におきましても、農業改良普及センター等が中心となり親元就農者の事業導入に向けて決め細やかに指導していくとともに、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業などの県単事業による経営発展に必要な機械・施設の整備等の支援を行なってまいります。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 まち・ひと・しごと創生に向けた支援について (2) 看護師、介護職員等の医療・介護人財確保対策の充実について 団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、当市の高齢化率は39.2パーセントとなり、今後、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加が見込まれております。 このため、当市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めているところですが、医療・介護人材の確保が、大きな課題となっております。 また、両磐保健医療圏内における周産期医療体制の構築のため、助産師に対する支援や確保に向けた取組が急務となっております。 ついては、地域での人材確保のため、次の事項について国に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>1 医療・介護人材の確保、定着に向けた施策の更なる充実 2 医療・介護人材確保対策への財政支援措置の充実</p>	<p>1 県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナースセンターによる再就業支援などに取り組んでおり、特に助産師の確保については、修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職支援など、取組を強化しているところです。 介護人材については、修学資金の貸付や求職者と求人側とのマッチング支援、職場環境や処遇改善の促進、資格取得の支援やキャリアに応じた各種研修の実施などに取り組んでいます。また、介護人材不足への対応は、県のみならず市町村や事業者、関係機関の団体等それぞれの取組が重要であることから、市町村等が行う、介護の仕事への理解促進に向けた取組や新人職員のマナーやコミュニケーション等の習得を目的とした取組を補助し、市町村等の主体的な取組を支援しています。 これらの取組の継続や充実に向け、政府予算要望において、介護従事者に対する処遇改善を図るため適切な水準の介護報酬を設定すること、地域の実情に応じた介護人材確保・育成対策の実施に必要な財源を医療介護総合確保基金により十分に確保すること等を国に要望しているところです。 また、全国知事会においても「高齢者認知症対策・介護人材確保プロジェクトチーム」を立ち上げており、今年度も国に対して、介護人材確保対策の抜本強化に向けた提言を取りまとめ、要請を行っています。今後も様々な機会を通じて国に要望していきます。(B)</p> <p>2 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を推進するため、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、各都道府県は、事業計画を作成し、計画に基づいて事業を実施しているところです。 本県においても、医療・介護人材の確保や病床機能の分化・連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、基金を活用しながら事業を実施しているところですが、国に対しては、深刻な医師不足等の医療課題や介護人材確保・育成の課題などの実情を踏まえて基金を配分するよう要望するとともに、県内各地域の実情に応じて必要な事業を確実に実施できるよう、事業区分間の配分額の柔軟な調整を可能にすること、予算を安定的に確保すること及び制度を恒久化することを要望しているところであり、引き続き国に対し働きかけていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：2</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (3) 地域公共交通施策の充実について 当市では、昨年度一関市地域公共交通網形成計画を策定し、交流の促進と地域の暮らしを支える公共交通ネットワークの形成を目指した取組を進めております。 特にも、高齢化社会が進む中で、日常生活の移動を支える公共交通手段としてデマンド型乗合タクシーの導入を進めることとしております。 県においては、地域公共交通活性化推進事業費補助金等により、市町村の取組を支援していただいておりますが、デマンド型乗合タクシーについては、補助対象経費が試験実証運行に係る費用及び本格運行の初年度に係る費用に限定されているところであり、導入にあたっては、本格運行2年目以降の運行費用の財源確保と利用の定着が課題となっております。 ついては、デマンド型乗合タクシーを安定的に運行し、住民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、次の事項について要望します。</p> <p>1 地域公共交通活性化推進事業費補助金等の補助支援制度の拡充によるデマンド型乗合タクシーの本格運行2年目以降の運行費用への財政支援 2 デマンド型乗合タクシーや路線バス等への乗り換えポイントとなる停留所の整備に係る財政支援</p>	<p>県では、昨年度、「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むこととしており、引き続き、地域公共交通活性化推進事業費補助によりデマンド交通等の導入への支援を実施していきます。 また、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を国に対し要望しているところです。 本年度は、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、停留所における上屋設置等を含め市町村への支援のあり方等について検討しており、全県的な視点で適切な公共交通体系の構築を図っていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 まち・ひと・しごと創生に向けた支援について (4) 特別支援教育の充実について 当市の特別支援学級在籍児童生徒の割合は、平成29年度において、全国の2.40%、県の2.31%に対して、3.51%と高い状況となっており、加えて当市においては全国を上回るペースで増加傾向にあります。 特別支援教育の充実を図るために県から学校に加配されている非常勤講師は、現在6人ですが、加配を希望する学校も多く、さらに市独自に特別支援コーディネーター(3人)、学校サポーター(44人)を非常勤職員として採用し、支援を行っているところであります。 しかし、特別支援学級の1学級あたりの児童・生徒数が増加する状況も生じており、特にも情緒学級の指導には一層の難しさが伴い、さらなる人員配置の必要性が生じております。 ついては、特別支援教育の充実を図るため、情緒学級の学級担任配置の基準(1学級在籍児童・生徒8人に教員1人)を、6人に1人に見直しするなどの改善を行うとともに、特別支援教育支援加配の非常勤講師について増員するよう要望します。</p>	<p>一関市については、ことばやきこえ、学習障害(LD)等の通級指導のための加配として、小学校9校に14人、中学校1校に1人、合わせて10校に15人を配置しています。また、特別支援教育加配として非常勤職員を小学校4校と中学校2校、合わせて6校に6人を配置しているところです。 子どもたちへの必要な支援は多様化してきており、国に対し、新たな定数改善計画の策定を早期に行うよう引き続き要望するとともに、学校の実態を踏まえつつ、市町村教育委員会と連携しながら必要な人員の配置に努めていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>B:1</p>
<p>2 県際地域の医療提供体制等の充実について (1) 県立病院の医療提供体制の充実について 1 常勤医師の配置について 県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化し、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。 また、当圏域は、宮城県北地域と、通院、通学等において、日常生活のエリアが共通しており、県域を越えての保健医療圏域を想定した医療体制の構築が急務なものとなっています。 ついては、県立病院の医療提供体制が充実するよう次の事項について要望します。</p> <p>1 常勤医師の配置について (1) 千厩病院：循環器内科医、小児科医、皮膚科医、泌尿器科医、眼科医及び脳神経内科医 (2) 大東病院：脳神経内科医及び整形外科医 (3) 南光病院：児童青年精神科医</p>	<p>県立千厩病院、大東病院及び南光病院への常勤医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。 また、児童青年精神医は、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。 県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請しているほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 県際地域の医療提供体制等の充実について</p> <p>(1) 県立病院の医療提供体制の充実について</p> <p>2 常勤医師等の増員について</p> <p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化し、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>また、当圏域は、宮城県北地域と、通院、通学等において、日常生活のエリアが共通しており、県域を越えての保健医療圏域を想定した医療体制の構築が急務なものとなっています。</p> <p>については、県立病院の医療提供体制が充実するよう次の事項について要望します。</p> <p>2 常勤医師等の増員について</p> <p>(1) 磐井病院：小児科医、産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医及び助産師</p> <p>(2) 千厩病院：総合診療内科医、消化器内科医及び整形外科医</p> <p>(3) 南光病院：精神科医（特にも中堅医師）、公認（臨床）心理士及び医療社会事業士（精神保健福祉士）</p>	<p>磐井病院の産婦人科については平成31年4月から、小児科については令和元年7月から常勤医師を各1名増員したところです。</p> <p>県立磐井病院の救急科、麻酔科、呼吸器内科、千厩病院の総合診療内科、消化器内科、整形外科及び南光病院の精神科の常勤医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>今後とも、関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置など、医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。（B）</p> <p>医師以外の職員の配置については、患者数や業務量等に応じた配置を基本とし、必要な体制を整備することとしています。</p> <p>磐井病院については、分娩件数の増加等に対応するため、平成30年4月から助産師を2名増員したところであり、今年度においても必要な体制を維持しています。</p> <p>今後とも、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めていきます。（A）</p> <p>南光病院については、医師の負担軽減や診療体制の充実等のため、平成30年4月から臨床心理士1名、医療社会事業士2名を増員したところであり、今年度においても、必要な体制を維持しています。なお、臨床心理士については、全員が公認心理士資格を取得しており、精神保健福祉士については、配置した医療社会事業士のうち、5名が取得しており、今後も病院において有資格者を養成することとしています。</p> <p>今後とも、患者の動向や圏域内の医療機関の役割と連携の状況等を踏まえながら、必要な体制の整備に努めていきます。（A）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A：2 B：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 県際地域の医療提供体制等の充実について (2) 奨学金養成医師の適正な配置について 平成20年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が平成28年度から始められ、当圏域には昨年度6人の医師が配置されましたが、本年度は昨年度より2人減の4人のみとなり、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しております。</p> <p>今後におきましても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。</p> <p>特にも、当圏域は、通院、通学等の日常生活エリアが宮城県北地域と共通していることから、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制の構築が重要となっております。</p> <p>については、奨学金制度による養成医師の配置について次のとおり要望します。</p> <p>1 地域及び診療科による医師の偏在の解消 2 公的基幹病院のほか、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、今年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計53名の養成医師を配置したところですが、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んだ結果、両磐医療圏には4名の配置となったところです。</p> <p>医師の地域偏在の更なる解消に向けて、今年度、臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図ったところです。また、診療科偏在の取組については、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設けたところであり、本制度について周知を図り、産科医等の養成の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。(B)</p> <p>また、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、今年度は、県全体で4名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 2</p>
<p>2 県際地域の医療提供体制等の充実について (3) こども救急相談電話の受付時間の延長について 現在、岩手県小児救急医療電話相談事業として「こども救急相談電話」が年中無休で、午後7時から午後11時まで開設されているところですが、午後11時以降や夜間・休日当番医が対応できない時間帯における子どもの病気やけがへの対応が喫緊の課題となっております。</p> <p>この事業は、子育て中の保護者の不安軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりや、地域における小児救急医療体制を補完するためにも大変重要なものと捉えております。</p> <p>については、子育ての不安を解消し、安心して子育てができる環境の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>1 こども救急相談電話の受付時間の延長 (1) 平日：「午後11時から翌朝8時まで」 (2) 土曜日：「午後1時から午後7時まで」 「午後11時から翌朝8時まで」 (3) 休日：「午後5時から午後7時まで」 「午後11時から翌朝8時まで」</p>	<p>県では夜間、小児患者の保護者等からの電話相談に専門の看護師が対応し、適切な対処方法についてアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を平成16年10月から岩手県医師会に委託して実施しています。</p> <p>近年、相談件数は増加傾向にあり、保護者の不安解消や夜間・休日の救急外来への受診等について適切な助言を行ううえで、更に充実を図る必要があると考えています。</p> <p>受付時間の延長にあたっては、相談員の確保や相談体制の見直し等が必要となることから、他県の相談実施体制等を参考にしながら、県医師会等関係者と協議していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1 幹線道路網の整備</p> <p>(1) 国道4号大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備</p> <p>当市は、岩手県の南の玄関口であり、宮城県、秋田県に隣接し、岩手県南はもとより、三陸沿岸・宮城県北への交通の起点となっており、観光交流人口の増加や広域的な産業振興を進めるためには、幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、国は、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区などの治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>1 幹線道路網の整備</p> <p>(1) 国道4号大槻(おおつき)交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備</p>	<p>一般国道4号の拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて引き続き国へ要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1</p>
<p>3 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1 幹線道路網の整備</p> <p>(2) 主要地方道一関大東線柴宿から摺沢までの抜本的な改良整備</p> <p>当市は、岩手県の南の玄関口であり、宮城県、秋田県に隣接し、岩手県南はもとより、三陸沿岸・宮城県北への交通の起点となっており、観光交流人口の増加や広域的な産業振興を進めるためには、幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、国は、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区などの治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>1 幹線道路網の整備</p> <p>(2) 主要地方道一関大東線柴宿から摺沢までの抜本的な改良整備</p>	<p>主要地方道一関大東線の東山町柴宿から大東町摺沢間においては、生出地区及び流矢地区を生出工区として整備を進め、平成26年度に整備を完了したところです。</p> <p>同区間の抜本的な改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1 幹線道路網の整備</p> <p>(3) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化</p> <p>当市は、岩手県の南の玄関口であり、宮城県、秋田県に隣接し、岩手県南はもとより、三陸沿岸・宮城県北への交通の起点となっており、観光交流人口の増加や広域的な産業振興を進めるためには、幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、国は、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区などの治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>1 幹線道路網の整備</p> <p>(3) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前（やまのめえきまえ）釣山線（つりやません）の事業完了区間以北の早期事業化</p>	<p>都市計画道路山目駅前釣山線の中央町一丁目から宮前町までの区間については、平成20年度に事業着手し平成30年度までに整備が完了しました。</p> <p>御要望の区間の事業化については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。（C）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1 幹線道路網の整備</p> <p>(4) 一般県道折壁大原線大原弘川地区から上川原地区までの整備改良</p> <p>当市は、岩手県の南の玄関口であり、宮城県、秋田県に隣接し、岩手県南はもとより、三陸沿岸・宮城県北への交通の起点となっており、観光交流人口の増加や広域的な産業振興を進めるためには、幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、国は、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区などの治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>1 幹線道路網の整備</p> <p>(4) 一般県道折壁大原線大原弘川（はらいがわ）地区から上川原（かみかわら）地区までの整備改良</p>	<p>一般県道折壁大原線の大原弘（はらい）川（がわ）地区から上川原（かみかわら）地区までの改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C：1</p>
<p>3 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の河川整備促進</p> <p>(1) 黄海（きのみ）川堤防の改修</p> <p>当市は、岩手県の南の玄関口であり、宮城県、秋田県に隣接し、岩手県南はもとより、三陸沿岸・宮城県北への交通の起点となっており、観光交流人口の増加や広域的な産業振興を進めるためには、幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、国は、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区などの治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>2 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の河川整備促進</p> <p>(1) 黄海（きのみ）川堤防の改修</p>	<p>北上川黄海堤防は平成20年に概成しておりますが、支流黄海川堤防は北上川黄海堤防に比して高さが不足しており、洪水時には北上川本流からの背水の影響が懸念される状況です。</p> <p>このような状況を踏まえ、県では、黄海川の支川処理方法について、引き続き国と協議を行っていきます。（C）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の河川整備促進 (2) 滝沢川排水機場の整備</p> <p>当市は、岩手県の南の玄関口であり、宮城県、秋田県に隣接し、岩手県南はもとより、三陸沿岸・宮城県北への交通の起点となっており、観光交流人口の増加や広域的な産業振興を進めるためには、幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、国は、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区などの治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>2 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の河川整備促進 (2) 滝沢川排水機場の整備</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した区間や資産が集中している箇所等において、優先的に進めています。</p> <p>御要望の箇所は、平成23年9月の台風15号や平成24年5月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋への浸水被害は無く、冠水した場合の道路の迂回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
<p>3 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の河川整備促進 (3) 磐井川堤防の早期完成 (JR橋梁部分)</p> <p>当市は、岩手県の南の玄関口であり、宮城県、秋田県に隣接し、岩手県南はもとより、三陸沿岸・宮城県北への交通の起点となっており、観光交流人口の増加や広域的な産業振興を進めるためには、幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、国は、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区などの治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>2 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の河川整備促進 (3) 磐井川堤防の早期完成 (JR橋梁部分)</p>	<p>国では、一関遊水地事業における周囲堤として、磐井川の堤防改修工事を平成22年から実施しており、平成30年度までに青葉地区、田村地区の工事を完了し、令和元年度は上の橋左岸の末広地区の工事に着手する予定と聞いています。</p> <p>直轄管理区間の河川整備については、県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 1</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について 水道事業を取り巻く環境は、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大で厳しさを増しています。 当市では、平成29年4月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件に恵まれない中山間地域では施設の合理化が構造的に困難であり、老朽施設の更新と水道未普及地域の課題解消を今後も継続的に進める必要があります。 また、早期の水道布設が困難な地域においては、水道によらない生活用水の確保が急務となっており、当市では、深井戸掘削による安定した水源の確保と水質検査結果に即した浄水設備の設置費用に係る補助の拡充を図っているところです。 ついで、水道事業の安定経営と市民の衛生環境向上を図るため、水道未普及地域の解消及び老朽施設更新に係る国庫補助並びに過疎及び辺地対策事業債の対象事業の拡充について国に対し働きかけるとともに、市が行う生活用水確保事業に対する新たな財政支援制度を創設するよう要望します。</p>	<p>老朽管更新に係る国庫補助については、平成31年度から交付対象管種の拡充が図られ、水道未普及地域解消に係る国庫補助については、平成30年度から生活基盤施設耐震化等交付金の対象事業とされ拡充の措置が図られたところです。 しかしながら、本県の多くの市町村では中山間地域を有し、厳しい経営環境の状況下で水道事業を営んでいることから、引き続き、安定した財政運営が図られるように、機会を捉えて国庫補助要件の一層の拡充等を国へ要望して参ります。(B) また、県では、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、政府に対して、新たな過疎対策法の制定と地方財政措置の維持・拡充を要望したところです。 併せて、今後も過疎及び辺地の地域において、安全・安心な水の安定的な供給を図るため、必要な財政支援が行われるよう、引き続き全国過疎地域自立促進連盟を通じて要望を行ってまいります。(B) 生活用水確保に対する新たな財政支援制度の創設について、国では自家水施設等の生活用水は、個人資産となるため補助対象とすることは困難としているところであり、県としても同様の考えであります。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部・経営企画部</p>	<p>B : 2 C : 1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 森林経営管理法の施行及び森林環境譲与税の創設に伴う事業の実施への支援について</p> <p>木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加により、森林の荒廃が進むことが懸念される中、経営管理が行われていない森林について、市町村や意欲と能力のある林業経営体が、森林の適切な管理を持続的に行うシステムとして、森林経営管理法が施行されました。</p> <p>また、森林環境譲与税が創設され、本年度から市町村は譲与税を活用し、間伐や人材育成、木材利用の促進、啓発等の森林整備及びその促進に関する事業を実施することとされております。</p> <p>これらの実施にあたっては、林地台帳の整備が取組の基礎となりますが、所有者情報の取得に支障が生じているところであります。また、市町村の実施体制の確保と林業経営体の育成の加速化が必要と考えます。</p> <p>については、林業政策の新たな仕組みを円滑に推進するため、次の事項について国に対し働きかけるとともに、森林管理データの利用について改善されるよう要望します。</p> <p>1 林地台帳の整備における、固定資産税課税台帳からの土地所有者情報の収集に係る法令等の制定による条件整備 2 林業部門の担当職員の確保・育成を図る仕組みの確立及び配置・増員に係る財政措置の拡充 3 木材需要の拡大、林業生産機械等の導入、「緑の雇用」事業等人材確保に係る国の支援制度の一層の充実 4 県管理の森林資源管理データと市管理の林地台帳を関連づけるシステムの改善による市町村事務への支援</p>	<p>1 固定資産課税台帳からの土地所有者情報の収集に関する取扱いについては、平成24年に国から発出された通知により運用されているところですが、森林を含む土地全般における土地所有者情報の把握については、国において喫緊の課題として、2020年度の実現を目指し、不動産登記情報等を一元的に把握できる仕組みの構築の検討が進められていることから、その動向を踏まえたいと考えています。(B)</p> <p>2 森林経営管理制度を適切に運用していくためには、市町村における実行体制を確保していく必要があると考えており、県では、森林経営管理制度の実行のための支援を充実するよう国に要望しているところです。</p> <p>また、国や県では、市町村職員を対象とした研修会の開催のほか、国の地域林政アドバイザー制度の活用を希望する市町村への技術者情報の提供、アドバイザーとなり得る資格を取得できる研修会の開催などの取組を実施しており、引き続き市町村における実施体制の確保に向けて支援していきます。</p> <p>なお、国では、アドバイザーの雇用や法人等への業務委託に係る経費について特別交付税措置の対象としており、令和元年度以降は森林環境譲与税の活用も可能としています。(B)</p> <p>3 県では、県産木材を使用した製品開発や販路拡大への支援や非住宅分野での木造・木質化を促進するなど、新たな需要創出に取り組むほか、高性能林業機械の導入支援や林業就業者の確保と育成など、木材需要に対応した県産木材の安定供給体制の構築と人材確保に向けた取組を支援するとともに、国に対して支援制度の一層の充実について、これまでも要望しており、引き続き働きかけます。(B)</p> <p>4 県では昨年度、森林資源管理システムと連動する林地台帳システムを整備し、市町村へ提供するとともに、システム操作に関する研修会を開催するなど市町村の業務を支援しています。</p> <p>今後においても、林地台帳システムに関する市町村の意見を踏まえ、システムの改善を行い、市町村事務を支援していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B：4</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>ついては、一日も早い正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市全域での処理を進めることができるよう、国並びに東京電力に対し働きかけるとともに、次の事項について迅速かつ万全な措置を講ずるよう要望します。</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>(1) 地元産原木が利用できないことにより生じた原木購入費の掛り増しについて、新規参入者と規模拡大意向者への賠償実現に向けた支援</p> <p>(2) 来年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保と早期納入への支援</p> <p>(3) 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援</p>	<p>原木しいたけの産地再生を図るためには、原木を安定的に供給するとともに、新規参入者の確保と規模拡大を推進することが重要だと考えています。</p> <p>(1) このことから、県では、本年度、県単新規事業として「原木しいたけ生産拡大支援事業」を創設し、生産規模の拡大に取り組む生産者の支援に取り組んでいます。(A)</p> <p>(2) 原木の確保と早期の納入の実現については、県森林組合連合会などの関係団体と連携し、毎年度植菌時期までに他の地域から必要な原木供給されるよう取り組んでおり、引き続き、安全な原木を適期に確保されるよう取り組んでいきます。(A)</p> <p>(3) しいたけ原木として利用できない立木等について、東京電力は、「福島県以外では、しいたけ原木用の立木をパルプ材等として販売した場合、その価格差を営業損害として賠償する」としていますが、県としては、引き続き、財物賠償についても、国や東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう強く求めていきます。(B)</p> <p>今後においても、新規参入者及び規模拡大意向者に対して、きめ細やかな支援を行い、産地再生に取り組んでいきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>A : 2 B : 1</p>
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(1) 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>ついては、一日も早い正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市全域での処理を進めることができるよう、国並びに東京電力に対し働きかけるとともに、次の事項について迅速かつ万全な措置を講ずるよう要望します。</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(1) 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示したところです。また、その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に対し要望しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための全面的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>については、一日も早い正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市全域での処理を進めることができるよう、国並びに東京電力に対し働きかけるとともに、次の事項について迅速かつ万全な措置を講ずるよう要望します。</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための全面的な支援</p>	<p>保管の長期化が見込まれる牧草、稲わら、堆肥の一時保管については、岩手県利用自肅牧草等処理円滑化事業（県単）により、施設の維持管理にかかる経費を支援しているところです。</p> <p>引き続き、市が一時保管施設の機能を保つための維持補修にかかる経費に対して、支援していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B：1</p>
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(3) 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>については、一日も早い正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市全域での処理を進めることができるよう、国並びに東京電力に対し働きかけるとともに、次の事項について迅速かつ万全な措置を講ずるよう要望します。</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(3) 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援</p>	<p>一時保管している乾しいたけについては、8,000Bq/kg以下であることから、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋立することが可能となっています。</p> <p>このことから、県としては、市が混焼を行う場合には、生活ごみ等との混合方法、焼却灰の埋立等について技術的助言をしています。</p> <p>今後においても、一関市の実情に配慮しながら、市の早期処理の取組を支援していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部・保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>3 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>ついては、一日も早い正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市全域での処理を進めることができるよう、国並びに東京電力に対し働きかけるとともに、次の事項について迅速かつ万全な措置を講ずるよう要望します。</p> <p>3 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援</p> <p>(1) 産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援</p>	<p>県では、食の安全安心を確保することが重要と考えており、流通関係者が出荷前に自主検査を行うよう指導するとともに、必要に応じて県が精密検査を行っています。</p> <p>検査結果については、県のホームページ等で速やかに公表して、風評被害の防止に努めております。(B)</p> <p>また、山菜の販売促進については、出荷できる品目が限られていることから、産直など地元での取組について、関係機関・団体と連携し支援していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B：2</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>4 損害賠償の迅速化</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>については、一日も早い正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市全域での処理を進めることができるよう、国並びに東京電力に対し働きかけるとともに、次の事項について迅速かつ万全な措置を講ずるよう要望します。</p> <p>4 損害賠償の迅速化</p> <p>(1) 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員の配置</p> <p>(2) 未払いとなっている行政請求分の早期支払い</p> <p>(3) 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加</p>	<p>(1) 産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要となる過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。</p> <p>県では、広域振興局農政担当部が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。</p> <p>なお、東京電力に対しても、産直施設等の民間事業者の実情に応じたきめ細かく対応し、被害の実態に即した十分な賠償を行うよう、様々な機会を通じて引き続き求めていきます。(B)</p> <p>(2) 県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月及び平成28年3月に和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところであり、本年7月には第三回目の和解仲介の申立てを実施しています。</p> <p>なお、国に対しても、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しています。(B)</p> <p>(3) 『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていません。</p> <p>しかし、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係の</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部、農政部</p>	<p>B：3</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
	<p>ある損害と認められることがあり得るとされています。 東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。 また、国に対しても『東日本大震災津波からの本格復興にあたっての提言・要望書』等により十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しており、今後も、様々な機会を捉えて要望・要請活動を行っていきます。(B)</p>			
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について 5 側溝土砂の処理基準の提示と新たな支援制度の創設 原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。 加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。 ついては、一日も早い正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市全域での処理を進めることができるよう、国並びに東京電力に対し働きかけるとともに、次の事項について迅速かつ万全な措置を講ずるよう要望します。</p> <p>5 側溝土砂の処理基準の提示と新たな支援制度の創設 (1) 放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理に向けて、国に対し、除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。 汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、国に対し、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講じるよう要望しています。 なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥については、一時仮置場の設置に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単）」により支援することとしています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>
<p>7 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録については、県と関係市町で平泉文化と個別資産の基礎的な調査研究に集中的に取り組む、多くの成果を上げてきたところでありますが、平成29年度末における文化庁への推薦については、県と関係市町で合意に至らなかったため、平成30年度も引き続き拡張登録に向けた取組を進めてきたところであります。 ついては、今後においても、これまでの調査研究成果を踏まえ、拡張登録の実現に向けて県・関係市町が足並みを揃え、一丸となって取り組んでいく必要があることから、拡張登録に向けて専門的・技術的支援が受けられるよう国に対し働きかけるとともに、調査研究等へのより一層充実した支援を行うよう要望します。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、県と関係3市町において、引き続き、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することを申し合わせ、拡張登録に向けた取組を進めているところです。 令和元年6月の政府予算要望において、「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について要望したところであり、今後も国から必要な支援が受けられるよう、働きかけを行っていきます。 また、県としては、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、財政的支援及び技術的支援を行っていくとともに、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。 (B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 地デジ県内放送の難視聴対策と情報通信環境の改善について 当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じて参りましたが、受信困難世帯の解消には至らず、現時点で約50世帯がワンセグ波によるテレビ視聴を余儀なくされており、良好な受信環境の早期整備が望まれているところ あります。 また、市内の各テレビ共同受信組合の保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設改修が困難な状況となっております。 さらに、このように条件的に不利な地域は、光ファイバーによる超高速ブロードバンドの整備が遅れているところであり、 ついては、次の事項について国及び通信事業者等に対し働きかけるとともに、技術的な相談支援の充実及び財政支援制度の創設について要望します。</p> <p>1 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び技術的な相談支援の充実 2 テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設 3 情報通信インフラの整備促進</p>	<p>1 地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国においてワンセグ波による視聴も含め、放送事業者等と連携し実施されてきたところです。 この結果、県内の対象世帯については平成27年3月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。 県としては、市町村が共聴施設の新規整備に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。 また、技術的な相談については、今後、NHK等との情報交換の場を設けるなどの支援を行っていきます。(B)</p> <p>2 共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまで国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。 また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。(B)</p> <p>3 県では、通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバー等の超高速ブロードバンドなどの情報通信基盤の設備投資を促進するため、国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の拡充を要望しているほか、通信事業者に対して事業者自らによる整備を進めるよう働きかけを行って います。 (B)</p> <p>今後も引き続き、国に対し支援制度の創設等について要望するとともに、通信事業者に対して働きかけを行っていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 3</p>